

「表紙共 16枚」

令和5年12月

# 定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和6年1月9日(火曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1 番 石井照久	11 番 原田文利
2 番 中島浩司	12 番 中島幸一郎
3 番 飯田 隆	13 番 平川 修
4 番 穴井浩司	14 番 横田秀喜
5 番 河津祐二	15 番 川津清則
6 番 川良澄子	16 番 井上俊勝
8 番 湯浅正徳	17 番 財津満寿光
9 番 樋口虎喜	18 番 梶原真悟
10 番 高瀬義徳	19 番 河津裕治

4 出席事務局職員

局長 武内義則 主幹(総括) 今田秀樹 主査 麻生純一 主査 小野芳也 主任 中村 仁 主任 櫻木悠輔

## 12月定例総会議事日程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件

第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第6号 1月調査委員の選任について

6 報告

第1号 農地法第18条第6項の規定による該当報告の件

第2号 農地法施行規則第29条第1号該当による届出の件

第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用集積等促進計画について

第4号 農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく合意解約について

## 7 その他

### (1) 1月現地調査

日 時：1月25日（木）午前9時～

※ 調査委員のみ

### (2) 1月調査委員会

日 時：1月30日（火）午前9時～

※会長・副会長・調査委員

### (3) 1月定例総会

日 時：2月8日（木）午後2時～

会 場：7階 大会議室

### (4) 行事日程

1月22日（月） 常設審議委員会（大分市） \*会長

1月23・24日（火・水） 農業委員会 先進地視察（福岡県豊前市・熊本県上益城郡御船町）

### (5) その他

・「12月分 農業委員会活動記録簿」の提出日

・「12月分 戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

<p>事務局長 (武内義則)</p>	<p>皆さん、こんにちは。本日も多忙のところご参加頂きありがとうございます。          本年もよろしくお願い申し上げます。          それでは定刻となりましたので、ただいまより定例総会を開会いたします。          本日は、農業委員さん、農地利用最適化推進委員等に欠席の連絡は無かったんですけども、綾垣委員さんと平川委員さんが、現在、来てないという状況でございます。(平川委員、この後到着)日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。          また、会議に入ります前にお断りさせていただきますけども、議事運行上、発言される場合は挙手をして、議長の指名した後に発言をされるようお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は電源を切っていただくかマナーモードにさせていただきますよう、再度確認をお願いいたします。          それでは、事務局から、本日の流れについて説明を申し上げます。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>皆様、机の上「本日の流れ」と書いたA4の紙があると思いますので、それをご覧ください。          本日は追加議案がございまして、前回の総会の際にお知らせをさせていただきましたが、光岡区域の推進委員が欠員となりましたので、その欠員補充に伴いまして、第7号議案として、農地利用最適化推進委員の選任についての審議を行います。その際、推進委員の皆様方には、大会議室を出ていただきまして、隣の中会議室の方を控室として用意しておりますので、そちらの方で審議が終わるまで、お待ち頂ければと思います。          その後、追加議案が承認された場合は、そのまま新しい推進委員の方に委嘱状を交付する委嘱状交付式をしますので、推進委員の皆さんには、その時に戻っていただくこととなりますのでよろしくお願い申し上げます。          そして、委嘱状交付式が終わりましたら、連絡事項等、その他の項目のお知らせ等を行いました後に、最後に、農業振興課より、地域計画の作成につきまして、これまでの取組の流れと現在の進捗状況、今後の計画等についての説明がありますので、そちらをもちまして、総会を終了させたいと思いますので、最後に</p>

<p>事務局長 (武内義則)</p>	<p>説明を入れておりますのでよろしくお願いします。</p> <p>それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。 会議規則第8条により、会長が会議の議長を務め、議事を整理することになっておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>改めまして、あけましておめでとうございます。 日田市では、穏やかな新年を迎えました。 皆様方におかれましては、新年、新たな決意を多く持たれたことだと思います。 農業委員会といたしましては、新たな気持ちで諸問題の解決に向かってまいりたいと思います。また、『農業委員会だより』の中に書かれたことを、そのとおりにやっていただければいいと思っております。 本年は、日田市農業委員会にとって、災害のない一年になればいいと考えています。 今年一年、よろしくお願いいたします。</p> <p>それは着座いたしまして議事進行してまいります。 会議規則第17条により、議事録署名委員は議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、議事録署名委員の指名をさせていただきます。 2番 中島浩司委員、18番 梶原真悟委員のお二方をお願いしたいと思います。</p>

<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>それでは、事務局の方より、議案訂正がございましたら、お願いしたいと思います。</p> <p>はい。今回議案訂正が1ヶ所ございます。 議案の22頁をお開きください。報告第2号 農地法施行規則第29条第1号該当による届出の件です。 この7番のところをご覧ください。 小野地区の案件です。 こちらにつきましては、先週末の1月5日付けにて、議案発送後に、届出人より、取下げ願いが出されましたことから、削除していただければと思いますので、よろしく申し上げます。 議案訂正については以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>では早速、議案の審議に入りたいと思います。</p> <p>今回の調査員は、4番 穴井浩司委員、8番 湯浅正徳委員、16番井上俊勝委員の3名の方でございました。調査委員長は8番の湯浅正徳委員の方をお願いしたいと思います。</p> <p>はい、それでは湯浅委員、調査委員長として一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員長 (湯浅正徳)</p>	<p>改めまして、明けましておめでとうございます。今年もよろしく願いいたします。 先月、12月21日に、現地調査を行いました。 穴井委員、井上委員、事務局と見てまいりました。 件数は14件で、12月で一番寒い時期で、雪もチラチラ降っておりました。 件数は14件あったんですけど、郡部が少なかったなので、割と早く終わりました。 慎重審議、よろしく願いいたします。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。          それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件、6件でございます。          事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>それでは説明させていただきたいと思います。          議案1頁、議案第1号 農地法第3条についてです。今月は、6件申請がありました。          番号84、大字夜明〇と〇で、地目は台帳がともに田、現況が畑、面積が897㎡です。          譲渡人は大阪府の〇さんで、譲受人は夜明関町の〇さんです。体調不良のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。スライドにまいります。国道386号線を福岡方面に行きまして夜明ダムを過ぎた県境のところ、九州電力(株)さんの夜明発電所のところを右折しまして、高速道路の下をくぐったところ、この赤い丸のところが現地になります。航空写真になります。拡大した航空写真になります。こちらが字図です。2ヶ所ありますので、写真方向①と写真方向②と両方撮っておりますので、流したいと思います。こちらが〇の現地になります。こちらが〇の現地になります。少し戻りますけど、この真ん中の現地の方を、申請者であります〇さんがお持ちですので、所有した場合は三つを一体的に管理ができるのではなかろうか、ということだそうです。          続いて番号85、大字内河野〇で、地目は台帳・現況ともに田、面積が2,042㎡です。          譲渡人は日田市石井町3丁目の〇さんで、譲受人は日田市内河町の〇さんです。規模縮小するため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。スライドにいけます。石井小学校の方から上がって、朝田日田線を上がりまして内河町公民館のところから入っていった赤い丸のところは現地になります。航空写真になります。拡大した航空写真になります。字図です。こちらが現況の写真になっております。          続いて番号86、大字石井〇で、地目は台帳が田、現況が畑、面積が1,885㎡です。          譲渡人は2人共有名義で、日田市松野町の〇さん、日田市刃連町の〇さんで、譲受人は日田市石井町1丁目の〇さんです。自宅から遠方で耕作管理ができないため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、との</p>

ことでの申請です。スライドにいけます。五和振興センターの方から入ってきまして、石井小学校の手前のところを旧道に入りました赤い丸のところが現地になります。航空写真になります。拡大した航空写真です。字図になります。こちらの方も面積が大きいので、下側の農道の方から取りました写真方向①と奥側から撮りました。写真方向②から流していきたいと思います。こちらが農道の方から撮りました写真方向①になります。こちらは奥から撮りました写真方向②の現況になります。

続いて大字小野の○で、地目は、ともに台帳が田、現況が畑、面積が1,251㎡です。

譲渡人は日田市石井町2丁目の○さんで、譲受人は日田市三河町の○さんです。住まいが遠方であり耕作管理ができないため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。スライドに行きます。国道212号線を小野の方に進みまして、藤山三差路から入りました三河公民館の手前の赤い丸のところは現地になります。航空写真になります。航空写真を拡大したものになります。こちらが字図になります。こちら面積が大きいので、こちら側、写真方向①の方から入った入口の方から撮った写真と奥側から撮った写真方向②から流していきたいと思います。ちなみに、この上の段に在ります○、この3筆は、○さんが持たれて管理されている農地になりますので、一体的な管理が可能になると思われます。こちらは入り口側から撮りました写真方向①の写真になります。こちらは奥側から撮りました写真方向②の現況の写真になります。以上になります。

続いて議案3頁の番号88と番号89は、農地の交換による案件になるため、二つ同時に説明させていただきます。

番号88、天瀬町本城○で、地目は台帳・現況ともに田、面積が1,419㎡です。

番号89、天瀬町本城○で、地目は台帳・現況ともに田、面積が1,445㎡です。

天瀬町本城の○さんと同じく天瀬町本城の○さんの交換の案件になります。

お互いの農地を交換して、農地の利便を図りたい、とのことでの申請です。スライドにいけます。広域農道スカイファームロード日田を天瀬町本城の方に進みまして、本城の仮迫の交差点付近のところ、赤い丸をしたところが現地になります。航空写真になります。拡大した航空写真になります。こちらが字図になります。これだけでは、ちょっと分かりにくいので、今持たれているお二方の申請者の農地を色分けして、ちょ

<p>調査委員長 (湯浅正徳)</p> <p>事務局 (麻生純一)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>12 番 (中島幸一郎)</p>	<p>っとご説明したいと思います。申請地は、ここの○と○のところになります。○さんが持っているのがひとつ、○さんが持たれてるのが、こちらの緑側の部分ということになります。こちらとこちらを入れ替えて、一体的管理を図りたい、という交換の案件になります。○の現況の写真になります。こちらが○の現況の写真になります。</p> <p>私からは以上になります。</p> <p>それでは、現地調査にご同行頂いた調査委員長からご意見を頂こうと思います。</p> <p>私たちが見た限りではですね、別に問題が無いと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それではチェックシートについてです。</p> <p>資料No.1の1から2頁が、農地法第3条についてになっています。全てに該当しないことが条件になります。書類審査、現地確認で該当しないことを確認しています。</p> <p>私からは以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>事務局の報告、または調査委員長の報告にあるように許可との結論でございます。</p> <p>皆さんの中で何かあればご発言頂きたいと思います。</p> <p>はい。</p>
---	---

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、中島委員どうぞ。</p>
<p>12 番 (中島幸一郎)</p>	<p>12番 中島です。 悪いとか言うじゃないんですけど、87番、譲り渡したいと。この〇さんって方は〇さんじゃないかと思うんですよ。で、譲り受けて、規模を拡大したい、別に〇さんが農業するとかいうのに問題は無いと思うんですけど、譲り受けて規模を拡大したいというのは、ちょっとこう引っかかってですね。約2反ぐらいになるんですね。そうすると、やっぱり農機具とか、草刈りとか、いろいろ大変じゃないかなと思うんですけど、そこ辺りは何も問題点は無かったんですか。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>既に、4筆以上、〇さんが管理されておまして、小野〇もですね、同じところにある農地を一体的に管理していく、というところで〇さんから相談を頂き、規模拡大という言葉は、ちょっとあれかもしれませんが管理していきたい、ということで譲り受ける、ということをお聞きしております。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>12 番 (中島幸一郎)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ほかに、何かございませんか。 はい。財津委員、どうぞ。</p>

<p>17番 (財津満寿光)</p>	<p>17番 財津です。 88番と89番の交換ということですが、面積が若干違うんですけど、その点は、清算とかは生じているんでしょうか。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、事務局、よろしいですか。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>全然問題は無いと思います。</p>
<p>17番 (財津満寿光)</p>	<p>清算金とかは無して交換という感じということですか。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>そうですね。 土地の交換ということです。</p>
<p>17番 (財津満寿光)</p>	<p>解りました。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>財津委員、よろしいですか。</p>
<p>17番 (財津満寿光)</p>	<p>はい。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>他に何かございませんか。 はい。 無ければですね、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認頂きましょうか、ご賛同の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同の推進委員の方々、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、第1号議案は、原案どおり決定いたしました。 引き続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件、4件でございます。 事務局は説明の方をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>それでは、私から議案第2号 農地法第4条の申請について説明いたします。 今月は4件の申請が出ております。 それでは番号32、申請地は天瀬町桜竹〇の第2種農地になります。地目は台帳が田、現況が畑、面積は5,436㎡のうち1,293㎡になります。 申請人は天瀬町の〇さんです。申請理由は、植林をし山林として利用するためのものです。それでは場所の説明です。国道212号を天瀬振興局に向かいまして、日田消防署天瀬出張所の方に向かいまして</p>

南下して道を真っすぐ進みまして、この赤い丸で示しているところとなります。こちらが航空写真です。航空写真を拡大したものとなります。赤で囲んでる部分が農地全体となっております。北側の黄色の囲みの部分が昨年、植林のため転用している部分になります。今回、この南側のオレンジ色で囲んでる部分を植林し山林化する、ということで申請が出ております。こちらが字図となっております。こちら、矢印①②と入れてありますが、次の現況写真ですね、現地が大きかったので、2枚に分かれております。①と②順番に写真を出します。こちらが撮影方向①の写真となっております。続いてこちらが撮影方向②の写真となっております。

では続きまして、番号33に行きます。申請地は大字西有田〇と〇の第2種農地となります。地目は二筆とも台帳 田、現況 雑種地、面積は合計で15.65㎡になります。

申請人は財津町の〇さんです。申請理由は、既に資材置場用地としており、許可を受けていなかったことによるものです。こちらは追認の案件となりますので、始末書を徴取いたします。それでは場所の説明です。国道212号を中津方面へ向かっておりまして、その途中を大分キャノン株式会社さんの日田事業所方面に向かいまして、柴尾集会所付近のこの赤い丸で示したところとなります。こちらが航空写真です。航空写真を拡大したものとなります。こちらが字図です。赤で囲んでいる2ヶ所が対象の農地となります。こちら、今回、申請が出ている真ん中の〇について、こちらが令和5年7月13日に資材置場用地として許可を出しております。その造成中に隣接するこの二筆も誤って造成しまったことから、今回、申請を出してきたものとなります。こちらが現況写真です。左手に見えますのが〇、奥に見えますのが〇となっております。こちらは〇をちょっと拡大した写真となっております。こちらが〇の写真となっております。

続きまして番号34です。申請地は大山町西大山〇の第2種農地となります。地目は、台帳 畑、現況 雑種地と畑、面積は298㎡です。

申請人は大山町の〇さんです。申請理由は、既に申請地の一部を駐車場用地としているものの、許可を得ていなかったことによるものです。また、今回新たに農地部分を資材置場用地として利用するため、申請をしております。これについても追認の案件となりますので、始末書を徴取いたします。場所の説明です。国道212号、こちらが新しい方のひびきトンネルを抜けたところの国道となっておりますが、古い方の旧道の響

<p>調査委員長 (湯浅正徳)</p> <p>事務局 (小野芳也)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>峠付近を南下し、旧鎌手小学校に向かう道の途中の赤い丸で示したところが対象の農地となっております。こちらが航空写真です。航空写真を拡大したものとなります。こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております。こちらの手前の部分を資材置き場としまして、奥の部分、もう既に青い車が停まっていますが、この駐車場となっている部分を、追認ということで対処したいと思っております。</p> <p>続いて番号35です。申請地は田島1丁目〇、第3種農地になります。地目は台帳・現況ともに田。</p> <p>申請人は田島町の〇さんです。申請理由は、対象地を賃貸共同住宅として利用するためです。場所の説明です。日田市役所から南に向かったところになります。大分県西部保健所と田島第一児童公園の間の赤い丸で示しているところとなります。こちらが航空写真です。こちらが航空写真を拡大したものとなります。こちらが字図となっております。こちらが現況の写真です。それでは、現地調査にご同行頂きました調査委員長からご意見を頂こうと思っております。よろしくお願ひします。</p> <p>4件あるうちの2件が追認ということではありますが、私たちが見た限りでは、特に問題は無いと思ひます。よろしくお願ひします。</p> <p>それではチェックシートに移ります。</p> <p>資料のNo.1をご覧ください。3頁から4頁になります。こちら全ての項目に該当しないことが許可の要件となっておりますが、どこにも該当しておりませんので、許可は問題ございません。</p> <p>事務局からは以上となります。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>事務局の議案説明及び調査委員長の説明にあるように、追認が2件でございます。ほかには問題が無いというような意向でございます。</p> <p>皆さんの中で何かあればご発言頂きたいと思ひます。</p>
---	---

<p>11番 (原田文利)</p>	<p>はい。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>原田委員、どうぞ。</p>
<p>11番 (原田文利)</p>	<p>はい、11番 原田です。 32番の案件ですけども、ちょっと出してください。 結構、面積が広い中で、段階的に植林して山に変えていこう、という状況のようですけども、まあ現況としては、もう段が結構分かれた一筆中にですね。その段ごとに、植林を段階的にしておるのか、ということと、今、残された、南北に木を植えて、真ん中の農地が残るというようなところになるんですけども、申請人本人としては、まだ考えてないかどうか分かりませんが、将来的にも本当に全部山林化していくものか。 あと農地として残すのであれば、南側において木が植われれば、日照条件も悪くなるから、というようなことを考えられるんですけど、こういった状況なのか、もう少し詳細に教えてください。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>はい、わかりました。 こちらの申請者としましては、最終的には、こちらの農地を全て山林化したい、という思いがあるようです。ただ、ご自身で、苗木などをですね、苗木の栽培と、植えるという作業もやられておりました、それで毎年、自身で出来る範囲をやられてるということになっております。申請者の思いとしては、最終的には、全て山林化するというところのようです。今回は、この南側のオレンジ部分をやりまして、次は、またほかの部分、やれるようになれば、やるという風に考えておるようです。 以上です。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>11 番 (原田文利)</p>	<p>いいですけども、いずれ植林化していくということのようですけども、最初から全体を山林にしていけますよ、ということをした場合、許可出た後、何年以内ぐらいに現況を変えなければいけない、かというのがあるんでしょ。そういった条件があるから、もう段階的に申請しているということも受け止められるんですけども。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>何年以内というのは。</p>
<p>11 番 (原田文利)</p>	<p>許可出した後、植林を何年以内にしなければならない、もう、すぐ1年とか3年とか、そういった期限とかあるんですか。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>こちらですね、通常の駐車場などと一緒に、工事期間というか、施工期間を申請者が出してきていますので、今回で言いますと、申請地のオレンジの部分につきましては、許可後から令和6年3月いっぱいまでに、植林をしてしまいますよ、ということで計画を出してきております。</p> <p>その旨の確認なんですけども、現地に、もう苗を作っているという確認はできましたので、3月31日までに植林というのは、可能ではないかと思っております。</p> <p>あとは、かなりこういった申請に関しては、どれぐらいの長さか、というのがあると思うんですが、一時転用ですと、最長で3年、最長でもですね、3年以内とか、そういったのがありますので、ただ今回はもう、今年の3月31日までで終わるということで、申請を出してきております。</p>

<p>11 番 (原田文利)</p>	<p>解りました。</p>
	<p>そうした場合ですね、今、真ん中の農地は、何も作っていないような感じもするんですけども、また来年植林するから、その一部をまた申請を上げてくる、またその都度、毎年、植林すれば、その都度上がってくるような格好になるんじゃないですかね。</p>
<p>議 長</p>	<p>なりますよ。</p>
<p>(石井照久)</p>	<p>恐らく私の想像ですけど、自分で苗を仕立ててですね、植えてから下刈りとかできる範囲でしていくはずだと思いますよ。</p>
<p>事務局</p>	
<p>(小野芳也)</p>	<p>こちらの申請者は、先ほど言ったとおり、ご自身でその作業をやられてるので、もう出来る範囲で植林をしていくということなんですけども、実際に、いつまでにするというのは、申請者の中では、まだはっきりとは決めていなくて、全体的な計画としては、その都度、自身ができる範囲で、苗を作って、ご自身で植林をしていくということになっております。予定が立ったとこだけ、今申請が出てるということになります。</p>
<p>11 番</p>	
<p>(原田文利)</p>	<p>解りましたけど、いずれにしても、もう中の農地については耕作意欲も無い中で植林化していくという方針でしょう。そういった中での申請の在り方とか、許可の在り方が、何となく煩雑な感じがして、受けられるんですけども。</p>
<p>事務局</p>	
<p>(小野芳也)</p>	<p>農地につきましては、現地は見たんですけど、ちゃんと耕作はされておりました。</p>
<p>11 番</p>	
<p>(原田文利)</p>	<p>ああそうですか。</p>

<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>はい。 綺麗に農地として利用されておりました。 その点については、申請者をご存命の限り大丈夫だと思います。</p>
<p>11番 (原田文利)</p>	<p>解りました。 ちょっともうひとつ、今度の申請地の右の方が直線で引かれているんですが、直線になってるあそこは段境とか、そういう状況なんですか。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>この辺りは段になっております。 図面上、まっすぐ線を引いていたので、このまま線を引いているところです。</p>
<p>11番 (原田文利)</p>	<p>はい、解りました。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい。ほかに何かございませんか。 無ければ、この件につきましては、別紙チェックシートのとおり、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 ご承認頂きましょうか。ご賛同頂ける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。 ご賛同頂ける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p>

<p>議長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。 全会一致でございます。全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件、6頁です。4件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>では、私の方から、議案第3号 農地法第5条について説明いたします。今月は4件申請が出ております。 番号45、天瀬町出口〇、第1種農地になります。 地目は台帳が田、現況が水道用地、面積は27㎡になります。 譲渡人は天瀬町の〇さん、譲受人は天瀬町〇です。申請理由ですが、既に水道用地に転用しているが、許可を得ていなかったことによるものです。こちらは追認の案件となりますので、両名から始末書を徴取いたします。こちらは第1種農地となっておりますので、原則転用ができないところですが、第1種農地の例外であります「農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設」を適用しまして、処理します。それでは場所の説明です。県道天瀬阿蘇線を老松神社方面に向かいまして、中村集落辺りを浄念寺や出口一番組公民館の方面に向かって行きました赤い丸で囲んでいるところとなります。こちらが航空写真です。こちらが航空写真を拡大したものです。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。写真の真ん中に見えておりますこの施設が、水道用施設になっております。水道施設のポンプを据えてるところです。こちらの水道用施設なんですけども、もともとあった施設の水源が足りなくなってしまう、令和4年8月ぐらいから、施設の方を造り始めまして、令和5年3月末ぐらいに完成しまして、実際の運用は令和5年4月以降に開始しております。どうしても緊急でやったということにして、申請が今になったということになっております。 それでは番号46に行きます。</p>

対象農地は大字高瀬○ほか二筆の第3種農地になります。地目は三筆とともに台帳 田、現況 畑、面積は合計で2,144㎡になります。

譲渡人は誠和町の○さんです。譲受人は日ノ出町の○さんです。申請地を譲り受けまして、宅地分譲用地10区画分として利用したいとのことです。それでは場所の説明です。県道小畑日田線を南に下りまして、高瀬小学校方面に向かう道の途中を奥に入りまして、この赤い丸で示したところとなります。こちらが航空写真です。こちらが航空写真を拡大したものです。これが字図です。こちらが現況写真です。こちら手前が見えますのが○です。その右側、こちらが○、さらに左奥にありますのが○です。譲受人の○さんは、○になります。この件は、個人で農地を取得しているんですけども、○は法人格を持っておりません。個人事業主さんですので、事業で使う土地を取得する場合でも、個人事業主の場合は、法律行為の主体とならないため、個人でしか取得することができませんので、このようなカタチになっています。では次に行きます。

番号47です。

対象農地は大字友田○と○の第3種農地となります。地目は○が台帳・現況ともに田、○が台帳が田、現況が畑、面積は二筆あわせまして、1,826㎡です。

譲渡人は○が北友田1丁目の○、○が同じく北友田1丁目の○さんになります。

譲受人は城町2丁目の○さんになります。こちら申請地を譲り受け宅地分譲用地7区画として利用したい、とのことです。場所の説明です。光岡小学校の東側の赤い丸で示したところでは、こちらが航空写真です。航空写真を拡大したものです。こちらが字図です。こちらが現況写真です。手前が見えますのが○で、奥に見えますのが○です。さらにその奥にありますのが光岡小学校です。

それでは番号48です。

対象農地は大字友田○、こちらは第3種農地となります。地目は台帳・現況ともに畑、面積は868㎡です。

譲渡人は北友田1丁目の○さん、譲受人は城町2丁目の○さんです。申請地を譲り受けまして宅地分譲用地3区画として利用したいとのことです。場所の説明です。光岡小学校の南側に位置しておりますこの赤い丸で示したところとなります。先ほどの47番と近い位置になっております。こちらが航空写真です。こちら

<p>調査委員長 (湯浅正徳)</p> <p>事務局 (小野芳也)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>が航空写真を拡大したものです。これが字図です。こちらが現況の写真です。 以上、5条は4件です。</p> <p>それでは、現地調査にご同行頂きました調査委員長から、ご意見を頂こうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>はい。1件追認がございます。他には、私たちが見た限り、特に問題は無いと思います。 よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、チェックシートの方にいきます。 資料のNo.1をご覧ください。農地法第5条のチェックシートは5頁から6頁です。 まず、番号45ですが、こちら第1種農地に該当しております。ただ先ほどご説明いたしましたとおり、例外の方を適用させていただきますので、こちらの方、問題無いと思います。 残りの案件につきましては、どの項目にも該当しておりませんので、許可を出すには問題がございません。 以上となります。</p> <p>ありがとうございました。 事務局の議案説明及び調査委員長の説明にあるように、追認が1件でございます。 皆さんの中で何かあれば、ご発言頂きたいと思いますが、河津委員、45番が河津委員の近くですので、流れ的なことがわかれば、説明をお願いしたいと思っております。</p>
---	--

<p>19番 (河津裕治)</p>	<p>はい、19番 河津です。 写真出してください。</p> <p>この地区は、昔から湧水の大変豊富な場所で、集落ごとに生活用水の水源を取っておりました。大体5ヶ所ぐらい水源地があったと思います。それがですね、一番の原因は、平成28年の熊本地震だと思えますけど、その頃から水量が減ったりしてですね。令和4年頃から、もういよいよ足りないという水源地が出てきました。それで、この写真に写っている手前の、後ろの3メートルぐらい高いところに、私たちの田んぼに来てる水路があるんですね。その水路の水源も、全部湧水ですので、足りない人はその水路からパイプを引いて、その水源に水を送っていたような状態でありました。その水路もですね、やっぱり地震の影響でしょう、水量がかなり減りまして、長さ的には3キロないくらい短い、全長でそれくらいしかないんですけどですね。私たちが一番最後の方に取るんですけど、みんなが使う時は、水路に深さ2センチか3センチぐらいしか、水が流れないような状態でありました。それでもですね、生活用水ということで、ホースを上げてくれということは、なかなか言えなくてですね、みんなで苦労しながら、工夫してからですね、利用していました。そんな状態でしたので、ここら辺から水を取っていた方々がですね、急遽集まりましてですね、ちょっと私は、水道の水源地がここじゃないんで、会議を語ってないんで、内容は分かりませんが、急遽、とにかく井戸を掘ろうという、〇さんの方が、ここを無償提供してくれる、という話になって、急遽、全部の水源地がまとまってですね、一緒に掘ろうということになったみたいです。それでですね、ここを利用する軒数が大体40軒、一戸当たりの負担金が20万だったそうです。中にはですね、もう90歳を過ぎたひとり暮らしの方もおりますが、そういう方も全部交えてですね、40軒ぐらいでここに掘ったそうです。あと詳しいことは、あんまりよく分からないんですけど、そういう状況でしたので、追認案件ではありますが、許可の方をお願いしたいと思います。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局の方に、先ほど確認したところ、公共事業ということで、市の方が助成金を出しているそうでございますので、市の環境課の方には、農業委員会の方から1種農地でございますし、例外規定を使っても出来</p>

	<p>たところでございますので、一応、ちゃんと話をして、注意をしたいと思いますので、事務局はよろしくお願ひします。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>はい。 了解しました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>他に何かございませんか。  (はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。無ければ、この件につきまして別紙チェックシートのとおり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認頂きましょうか。ご賛同頂ける農業委員の方は挙手をお願いいたします。  (全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同頂ける推進委員の方々、挙手をお願いいたします。  (全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第3号は原案どおり許可相当といたします。議案の方は一応これで終了でございます。</p>

<p>調査委員長 (湯浅正徳)</p>	<p>調査委員長は一言お願いいたします。</p> <p>はい。12月で、本当に寒い中で、自分たちもいろんなところ見たんですけど、今回は、割とスムーズにいったんじゃないかなと思います。</p> <p>慎重審議をしていただきまして、本当ありがとうございます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは8頁、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件でございます。新規7件、再設定2件、中間管理事業（新規）8件、中間管理事業（支払回数・年度の変更）1件でございます。</p> <p>委員の方々のそれぞれのエリアにつきまして、ご確認をお願いしたいと思います。</p> <p>問題があれば、挙手をしてご発言願いたいと思います。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、計画要請の内容は、別紙チェックシートのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号及び基本構想の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご意見が無かったら、ご承認頂きましょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。承認いたしたいと思います。</p> <p>それでは18頁、議案第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行について、1件でございます。</p>

<p>事務局 (中村 仁)</p>	<p>事務局お願いいたします。</p> <p>それでは議案集18頁、議案第5号 現況証明書の発行についてです。      今月は1件申請が上がっております。      番号32、大字求来里〇、地目は、台帳が牧場、現況が山林及び宅地、面積は2,795㎡です。      申請人は求町の〇さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するためです。場所ですが、農事組合法人求来里の郷さんから、有田に向かう途中、松野原の農地から有限会社中央牧場さんへ抜けた先の赤で囲んだところになります。航空写真で見ますと、このようになっております。次が拡大した写真です。一筆の中に現況が二つに分かれていまして、北側の一部が宅地、南側の大部分が山林となります。こちらが字図です。次に写す現況の写真は、緑の矢印の方向で3ヶ所から撮っていますが、奥の方には入って行けなかったため、いずれも道路側からの写真となります。こちらが現況の写真①です。手前が現況宅地側、奥が現況山林の部分になります。次が写真②です。建物の反対側からの写真になります。非農地化後20年以上経過していることは、平成13年の航空写真からも確認できています。次が写真③になります。山林の内部の様子です。竹が密集しており入ることができず、奥の方を見ることはできませんでした。以上のことから、発行基準4「森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地」に該当するもの、及び発行基準5「既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもので、各種要件を満たしているもの」に該当するものです。この案件につきまして、地区ご担当の推進委員さんからご意見を頂こうと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>お願いいたします。</p>
<p>推進委員 (室 哲也)</p>	<p>お疲れさまです。      三芳地区担当の推進委員しております室と申します。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>この案件につきまして、事務局の方と私とで現地調査を行いました。  詳しく言えば、昔、この辺りに中央牧場というのがありまして、もう30年前ぐらいですか、解散して、これがもう下の方は、いつの間にか竹が生えてきて、もうちょっと別世界になってるみたいです。ただ、この区画だけは何とか保ってる。で、非農地であって、ということなので、それであれば問題がないかと思しますので、よろしくをお願いします。</p> <p>はい。今、事務局より説明がありました。また、推進委員の方の説明もございました。  議案第5号 現況証明書の発行につきまして、よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは現況証明書を発行いたしたいと思います。</p> <p>続きまして19頁、議案第6号 1月調査委員の選任についてでございます。  日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき、選任するものでございます。  私のご指名でよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは指名させていただきたいと思います。  2番 中島浩司委員、18番 梶原真悟委員、19番 河津裕治委員の3名の方をお願いしたいと思います。</p> <p>ここで、追加議案がございます。  欠員補充に伴います「農地利用最適化推進委員の選任について」の人事案件でございますので、農業委員の</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>みて議事を進行したいと思います。 農地利用最適化推進委員の皆様は、一旦、隣の中会議室の方へお移り願います。</p> <p>(追加議案 配布)</p> <p>ただ今、議案をお配りしておりますように、事務局から追加議案第7号という事で上程をしたいとの事ですがよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは定例総会を再開します。 農地利用最適化推進委員選考委員会委員長の報告という事で、本案は日田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第11条及び第13条に基づくものでございます。 なお選考の経過は事務局から説明してもらいます。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>それでは、ただ今上程をいただきました議案について、ご説明いたします。 昨年12月20日、日田市農地利用最適化推進委員に関する選考委員会設置要綱に基づき、欠員補充に伴う「農地利用最適化推進委員に関する選考委員会」を開催いたしました。選考委員会は同設置要綱第3条の規定により、会長、副会長、役員、事務局長を選考委員といたしました。 なお、選考委員会は、同設置要綱第6条第3項の規定により過半数の出席がありましたので成立をいたしております。会議の中で同設置要綱第2条に規定する所掌事務について確認をいたしております。 まず1点目、農業委員会の求めに応じ、合議によって推進委員の候補者の選考を行い、農業委員会に報告すること。 2点目は、候補者の選考にあたっては、当該者の書面審査のほか必要に応じて、面接その他委員長が適当と</p>

認める方法により審査を行うことを再確認いたしました。

縦型の追加議案「資料」をご覧ください。こちらが選考結果となります。今回は、昨年11月に欠員が生じた光岡区域が対象でございます。応募のありました1名の方は、農業委員会等に関する法律第18条第4項による欠格条件、破産開始の決定を受けて復権を得ない者、禁固刑以上の刑に処せられた者に該当する方はおりません。また、日田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第4条第1項の住所要件に該当することを確認しております。今回の公募に対しまして、1人しか候補者がいませんので、基本的にその方に決定となります。基本的な考え方として、選考にあたっては透明性・公正性を確保するため、選考方法を作成し、その選考方法に基づきまして選考することにいたしました。選考基準につきましては、提出された応募申込書に記載された客観的な観点で点数を用いた評価加点方式で評価を行いました。評価手順といたしましては、お手元の評価項目の通り、基礎的項目として、一つ目に農業に関わる評価、二つ目に活動に対する熱意の評価、三つ目に担当区域での活動で評価を行いました。また、この評価に伴いまして農業委員会等に関する法律第17条の規定に該当する者と判断をいたしました。追加議案の記載のとおりという事で選考をいたしました。

続きまして、評価項目について説明をいたします。改めて、追加議案の資料をご覧ください。選考委員会の結果を載せております。今回公募しておりました光岡区域において、〇さん1名のみでしたので、〇さんを1位に決定しました。決め方の概要については、お手元の「農地利用最適化推進委員の選考方法」、右肩に〔部外秘〕と記している資料をご覧ください。

なお、この資料は、部外秘となりますので、この総会終了後に回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

この選考方法につきまして説明します。農地利用最適化推進委員の選考方法として、農業委員会等に関する法律第17条に規定する農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとあり、選考対象にならない者は、法第17条に反する者、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見がない者です、今回の候補者は該当しておりませんでした。続いて法第18条第4項に抵触する者とは、破産手続きにおいて未復権の者、禁固以上の刑執行の可能性のある者です、こちらも該

当しておりませんでした。順位の決め方が次に載っております、まず手順①です、まず農業経験の有無。こちらは応募書の記載内容から判断しました。農業に関して一定の知識があると見込まれます。続いて本人及び役員となっている法人の農業経営の規模。農業経営に一定以上精通している事が見込まれます。続いて認定農業者であるかどうか。農業経営に精通している事が見込まれます。次に推進委員への意欲の高さという事で、抱負・応募理由において、記述内容が特に優れている者に点数をつけております。加点の目安として記入例にとられず、推進委員が適任であることについて具体的なアピールが成り立っている場合について点数をつけております。あとは、推薦・応募区域内で農業経営を行っているか。推薦・応募内に居住しているか。これらは応募書類など客観的資料があります。このような内容で順位を決定するわけですが、今回は1名の応募者のみですので、必然的に〇さんが1位となりまして、今回の議案に名前が上っているということになります。

私の方からは、以上でございます。

議 長  
(石井照久)

ここまでで質問を受けたいと思います。  
よろしいですか。

(はいの声)

議 長  
(石井照久)

それでは採決に移りたいと思います。  
光岡区域に〇氏を選任することにご賛同していただける方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長  
(石井照久)

ありがとうございます。全員賛成でございます。  
それでは、議案第7号、日田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任については、原案のとおり承認

します。

それでは、改めまして、追加議案の議案第7号については、原案のとおり承認されたことを報告いたします。

○氏の推進委員への委嘱は、本日この後に行います。

なお、○氏の任期につきましては、「日田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則」第13条第2項によりまして、前任者の残任期間となりますことから、本日の委嘱状の交付後から令和8年7月19日までとなります。

以上でございます。

それでは、次に報告に入りたいと思います。

(事務局から報告・その他 日程等説明後終了)

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和 6年 3月 11日

議 長 会 長

署 名 委 員 2 番

署 名 委 員 1 8 番